

練馬区

重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび 当該家族の就労等支援事業

在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業とは

在宅で生活する重症心身障害児（者）等を支える家族等の介護負担の軽減および当該家族の就労等を支援することで、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ることを目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、日頃家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって提供する事業です。

1 対象の方

次の(1)～(5)すべてに該当する方が対象になります。

(1) 練馬区内に住所を有する方

(2) ⑦か⑩のどちらかに該当する方

⑦ 18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度程度の知的障害および身体障害者手帳1級または、2級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った方

⑩ 日常生活を営むために、医療的ケアを要する状態にある18歳未満の方（注釈1）

（注釈1）医療的ケアの内容、頻度によって定められた基準がありますので、ご確認ください。

① 人工呼吸器管理 ※1	⑦ 中心静脈栄養（IVH）
② 気管内挿管、気管切開	⑧ 経管（経鼻・胃ろう含む。）
③ 鼻咽頭エアウェイ	⑨ 腸ろう・経管栄養
④ 酸素吸入	⑩ 継続する透析（腹膜灌流を含む。）
⑤ 6回/日以上以上の頻回の吸引	⑪ 定期導尿（3回/日以上）※2
⑥ ネブライザー 6回/日以上または継続使用	⑫ 人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは人工呼吸器に含む。

※2 人工膀胱を含む。

(3) 家族等による在宅介護を受けて生活している方

(4) 医療保険制度により、訪問看護による医療的ケアを受けている方

(5) 利用する訪問看護事業所が、当事業について区と契約をしていること。

練馬区との契約の有無については、利用を予定している訪問看護事業所にご確認ください。

2 サービス内容

自宅に訪問看護事業所から看護師・准看護師を派遣し、ご家族が日頃行っている医療的ケア（人工呼吸管理、経管栄養等）や療養上の世話（食事介助、排泄介助、体位交換等）を家族に替わって提供します。同居の介護者が就労等を行っている場合も利用できます。調理、洗濯など家事の援助や入浴、外出を伴う介護は行えません。

※ 安全にサービスを提供するため、現在、利用者本人に訪問看護を提供している事業所のみ利用となります。

派遣時間 1回につき2時間～4時間まで、30分単位での利用となります。（一日あたりの回数に上限はありません）

派遣上限 利用者1人につき1年度の間に144時間を上限とします。

利用者負担 利用者の世帯収入に応じた自己負担があります。

3 利用の流れ

①申請の前に

- 本事業の対象に該当しているか確認してください。
- 本事業の利用について、主治医に相談してください。
- 医療保険制度により利用している訪問看護事業者が、本事業に対応できるか確認してください。

②申請書等の提出

お住まいの**総合福祉事務所障害者支援係**に下記の書類を提出してください。

①練馬区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用申請書（第1号様式）

②身体障害者手帳・愛の手帳等

（手帳を未取得の場合は、東京都重症心身障害児在宅療養支援事業の決定通知書など、心身の状態を確認できる書類）

③医師の指示書(写)（訪問看護事業者が保管している医師の指示書の写し使用可）

※利用開始希望日がある場合には、申請の際にお伝えください。

③利用の登録

提出書類の確認、住民税を確認し利用者負担額区分を決定します。

決定後、障害者サービス調整担当課より「練馬区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用決定通知書第2号様式」が送付されます。

④利用の開始

訪問看護事業所に「練馬区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用決定通知書（第2号様式）」を提示し、利用内容や日程等を確認してください。

※他のサービスとの重複や利用時間を調整し利用日時を決めてください。

※上限の管理は、利用の訪問看護事業所と相談し行ってください。

⑤利用者負担額について

利用者負担額は、訪問看護事業者へお支払いください。

※やむを得ず予約を変更する際は、速やかに訪問看護事業所にご連絡ください。キャンセル料は訪問看護事業所の定めによるものとします。

■ 利用者負担額（1回あたり） ■

区 分	世帯の収入状況	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
低所得	区民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
一般1	区民税課税世帯 (障害者の場合) 所得割16万円未満	370円	460円	550円	640円	740円
		180円	220円	270円	310円	360円
一般2	上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、つぎのとおりです。

- ・障害者（18歳以上）：障害者本人とその配偶者
- ・障害児：保護者の属する住民基本台帳での世帯